

平成26年4月11日

東京地方裁判所 民事第16部 御中

平成25年(ワ)第25973号

損害賠償等請求事件

原告 森 裕子

被告 志岐 武彦

原告訴訟代理人

弁護士 小倉 秀夫



準備書面

第一 原告の主張の補足

一 ブログ閲覧者の行動

- 1 ウェブサイトやブログの解析に関して、「直帰率」(「Bounce Rate」または「Exit Rate」とも呼ばれる。)という概念がある。これは、「ウェブサイトを訪れた人が、入口となった最初の1ページ目だけを見て、サイト内の他のページに移動せずにサイトから離脱(ブラウザを閉じたり、他のサイトに移動してそのサイトを退出すること)してしまう割合」(大倉ウェブマーケティング合同会社「インターネット広告用語辞典」(<http://www.okuramkt.com/dic/mkt/exit.html>))をいう。

ウェブ検索サービスやTwitter等のリンクをたどってブログ内の特定のエントリーにアクセスした利用者は必ずそのままウェブブラウザを閉じるか、または、当該ブログ外のページにアクセスし、決してそのブログ内の他のエントリーに続けてアクセスすることがないのだとすれば、直帰率は100%ということになる。

また、ウェブサイトやブログの解析に関しては、「新規率」という概念もある(「新規セッション率」、「新規訪問率」とも呼ばれる。)。これは、そのウェブサイトやブログにアクセスした人のうち、初めてそのウェブサイトやブログにアクセスした人の割合をいう。そのブログの内容を気に入り、何度もそのブログにアクセスする人の割合が増えれば新規率は低下する。そのブログ内のいずれかのエントリーにアクセスした人は誰もそのブログ内の他のエントリーにアクセスしたことがなかったという場合、そのブログの新規率は100%ということになる。

なお、ブログの通常の読まれ方として、常に各エントリーは別個独立のものとして読まれるというわけではなく、複数のエントリーが一度に読まれる場合が多々あることについては、情報法を専門としており、法とコンピュータ学会の理事を務める鈴木正朝新潟大学法学部教授の陳述書(甲第13号証の1)を証拠と

して付することとする。なお、被告ブログについて、各エントリー毎に独立しているという被告の主張が常識に反していることは、サンデー毎日の記者である鳴海崇氏も陳述書（甲第18号証）の中で述べている。

- 2 検索エンジンなどを介して新たにそのブログ内のエントリーにアクセスしてきた人は、そのエントリーに記載されている内容に関心がある場合が多いので、同一ブログ内の他のエントリーに関連する情報が記載されていることが分かると、それらのエントリーにアクセスすることが多い。また、ブログシステムにおいても、直帰率を低めるために、リンクの貼り方などを工夫している場合が多い。このため、直帰率が100%であるブログサービスというものは稀である。直帰率が高くなる要因としては、検索エンジンなどを介してブログ内の特定のエントリーにアクセスしたユーザーがそのエントリーを見てそのブログを見限る場合と、そのブログに多くのリピーターがついた場合とがあり得る（リピーターは、更新したばかりのエントリーにアクセスをしてそれで行くので、そのブログから直帰することになる。）。

本件被告ブログが置かれている「main.jp」の直帰率は60.20%である。ブログの直帰率は、それほど高くないのである（なお、cocolog-nifty.comで64.10%、hatena.ne.jpで60.70%、ameblo.jpで48.30%である。以上、甲第8号証ないし10号証）。なお、本件被告ブログ自体の直帰率及び新規率は、被告の側でアクセス解析ツールを用いればこれを知ることができる。

- 3 以上を前提に、被告ブログについて検討する。

- (1) 平成25年7月から8月にかけての被告ブログのエントリーは以下のとおりである（甲第6号証ないし7号証）。

7月3日 やりもやったり最高裁！架空議決3連発！二階秘書「不起訴不当」、鳩山元首相「不起訴相当」、小沢元代表「起訴相当」

7月4日 最高裁は検察審査会制度を即刻廃止せよ！架空議決で小沢総理候補を抹殺！日本の政治を無茶苦茶に！

7月5日 「最高裁の罨」著者志岐武彦が「最高裁による検審架空議決の全て」を語ります！（大阪で講演会実施）

7月6日 山上秀明新任特捜部長は「小沢検察審の審査員選定くじ引き」立会人だったが、立会わず署名していた！

- 7月8日 最高裁は、とてつもない大嘘で「小沢検審架空議決」を誤魔化した！(その1：議決発表までの嘘リーク)
- 7月10日 最高裁は、とてつもない大嘘で「小沢検審架空議決」を誤魔化した！(その2：議決発表後は多量の偽造書類呈示)
- 7月12日 司法の暴走を斬る「小学館」！SAPIO 8月号「記者クラブメディアは検察審における司法暴走に荷担している」と批判
- 7月16日 「最高裁が画策した小沢検審架空議決」の解説を動画で流しました！
- 7月17日 最高裁が「9月に入り平日頻繁に集まった」と大嘘リークできたのは「審査員がいないから」！
- 7月18日 最高裁の「架空起訴議決」(一回目審査)が小沢総理誕生を消した！
- 7月19日 最高裁・検察は、如何にして鳩山元首相に「小沢幹事長にも職を辞して頂きたい」と言わせたか！
- 7月21日 「架空議決」するために、最高裁は「審査員のいない検察審査会」を4か所も新設した！
- 7月23日 司法の正義などない日本！最高裁による小沢抹殺の汚い手口！
- 7月24日 司法崩壊を食い止めるため最高裁と闘う仲間達
- 7月25日 大新聞が絶対に書けない"小沢抹殺"驚愕の真実！
- 7月27日 「検審架空議決」は世界に類を見ない最高裁判所犯罪！これが民主党革命政権を潰した！
- 7月29日 森ゆうこ前議員までもが「小沢検審議決は検察捏造報告書の誘導」と、架空議決を否定！
- 8月1日 最高裁は、小沢氏を確実に起訴するためには、生半可な「審査員誘導」という手は取らない！
- 8月2日 八木啓代氏「志岐の架空議決説は妄想」と、とんでもない中傷！

- 8月4日 架空議決の決定的証拠！『9月8日「これから審査が本格化」と一斉報道しながら、その後審査会議開かず9月14日議決』
- 8月6日 「検察官の説明なしでの検審起訴議決」も審査会議が開かれなかった決定的証拠！
- 8月7日 誰が読んでも分かる"驚愕検審架空議決"の決定的証拠！
- 8月9日 「斉藤検察官が議決後検審に説明に行った」の証人X氏は、森ゆうこ前議員の協力者！
- 8月10日 検察捏造報告書流出の意図！「架空議決説」を否定する動きか？
- 8月11日 X氏（森前議員協力のフィクサー）が一市民Tに語った！「検察捏造報告書をロシアサーバー越し八木氏に流したのは私です」
- 8月12日 X氏提供の重大情報「検察官の議決前検審説明なし」は、「架空議決」でしか起こりえない！
- 8月14日 拝啓 森ゆうこ殿 一市民Tの周りで起こった事実をお知らせします！
- 8月15日 私も書きたくもないことだが、「最高裁の罟」出版の経緯を明らかにする！
- 8月16日 小沢さん、何とかして下さい！一市民がこんな目に遇ってます。
- 8月17日 検審疑惑報道は「小学館」だけ！「記者クラブメディアは検察審における司法暴走に荷担」（SAPIO8月号）
- 8月18日 森ゆうこさんにお尋ねします！東京第五検審の審査員に足はありましたか？
- 8月19日 最高裁の実像！森ゆうこ前議員のブレーンX氏レポート「最高裁の不祥事について」！
- 8月20日 「9月8日「これから審査が本格化。議決は10月の公算」とリークし、9月14日議決」が可能なのは架空議決！

8月21日 「検審架空議決」はやろうと思えば簡単です！空の「検察審査会」新設すればよい！

8月23日 "小沢検審起訴議決"の犯人は「検察」ではなく、「最高裁事務局」！

8月24日 実態がナゾだらけ「検察審査会」メンバーはホントに存在する
のか？(2010年11月週刊プレイボーイ)

8月25日 国会議員は、「検察審査員は存在したか」疑惑を本気で解明したか？

8月26日 「審査員はいた」の最高裁偽装工作はこれ！「審査員日当旅費請求書」偽造し、お金は懐へ！

8月27日 「審査会議が開かれていた」と思わせるため、最高裁は「小沢事件以外の審査事件票19件」を創作してM前議員だけに見せたのか！

8月28日 "改正検察審査会法"で小沢抹殺！それでも、「廃止せよ」と主張する議員・法律家・ジャーナリストはいない！

(2) このように、被告のブログは、平成25年7月から8月にかけて、小沢議員に対する強制起訴の問題、とりわけ被告自身の持論である「検審架空議決」説と、原告に関する陰謀論を連続的に取り上げてきた。したがって、小沢議員に対する強制起訴の問題に関心を持ち、その問題に関する言葉をキーワードとして検索エンジン経由で被告のブログエントリーにアクセスしてきた利用者や、「2ちゃんねる」や「阿修羅」などの匿名掲示板に貼られたリンクを伝って被告のブログエントリーにアクセスしてきた利用者は、小沢議員に対する強制起訴の問題に関するエントリーが被告ブログ内にいくつもアップロードされていることを知れば、それらにもアクセスしたくなるのは通常予想されることである。また、被告のブログエントリーにより、原告の行動に問題がある、あるいはX氏なるフィクサーが暗躍していると誤解した利用者は、原告やX氏の行動について触れていそうな他のエントリーも読んでみようと思うのは自然なことである。

3 被告ブログにおいては、右側のカラムにおいて、直近の10個のエントリーのタイトルを列挙するとともに、それぞれのタイトル表示部分から当該エントリー

へのリンクを貼っている。したがって、8月11日に被告エントリー2をアップロードした後、8月14日付けのエントリーをアップロードするまでの間は、被告エントリー2にアクセスした利用者は、右側のカラムに被告エントリー1のタイトルが表示されているのを見ることができ、その部分をクリックして被告エントリー1にたどり着くことができたのである。同様に、8月17日に被告エントリー3をアップロードした後8月23日付けのエントリーをアップロードするまでの間は、被告エントリー3にアクセスした利用者は、右側のカラムに被告エントリー2のタイトルが表示されているのを見ることができ、その部分をクリックして被告エントリー2にたどり着くことができたのである。また、被告が被告エントリー2をアップロードした平成25年8月11日以降に後8月23日付けのエントリーをアップロードするまでの間に検索エンジンなどを介して被告エントリー1にアクセスした利用者は、被告エントリー1を読んだ後に、右側のカラム表示を見て被告エントリー2にたどり着くことができたのである。同様に、被告が被告エントリー3をアップロードした平成25年8月17日以降8月28日付けのエントリーがアップロードされるまでの間に検索エンジンなどを介して被告エントリー2にアクセスした利用者は、被告エントリー2を読んだ後に、右側のカラム表示を見て被告エントリー3にたどり着くことができたのである。

また被告ブログの右側のカラムの下方には、各月毎のエントリー数を列挙している部分がある。この部分に表示されている特定の年月の表示部分をクリックすると、当該月にアップロードされたエントリーをつなげた一枚のウェブページが表示されることになる（エントリーをめくるためにいちいちサーバにアクセスするのは面倒なので、一連のエントリーをまとめて読みたいときに、よく活用される。そういう読み方をしたい利用者が多いからこそ、main.jpを初めとする多くのブログサービスにおいてそのような機能が実装されているのである。）。平成25年7月から8月にかけての被告ブログにおいては、前述の通り、エントリーの内容が小沢議員に対する強制起訴の問題、とりわけ被告自身の持論である「検審架空議決」説と、原告に関する陰謀論に集中しているから、このようなまとめ読みをするのにはまさに適している。したがって、平成25年8月の後半に至っても、同月のエントリーをまとめて読みすることによって、被告エントリー2と被告エントリー3をほぼ同時期に読む利用者が相当数いたことは容易に想像できることである。

また、一ヶ月分のブログエントリーをまとめて読みした利用者の中には、前月分あるいは翌月分のエントリーもまとめて読みたいと考えるものが少なくない。

このため、main.jpを含む多くのブログサービスにおいては、一ヶ月分のエントリーをまとめ読みできるページの最下方に、前月分あるいは翌月分のエントリーをまとめ読みできるページへのリンクを貼っていることが多い。被告ブログにおいても、例えば2013年8月分のエントリーのまとめページの最下方に、「◀ 2013年9月 | ブログトップ | 2013年7月 ▶」などという記載部分があり、その「2013年7月」という記載部分からは、2013年7月分のエントリーのまとめページへとリンクが貼られている。したがって、被告ブログにおいても、平成25年8月のまとめページを読み終えた利用者が平成25年7月分のまとめページを同時期に読んだ可能性（並びに平成25年7月のまとめページを読み終えた利用者が平成25年8月分のまとめページを同時期に読んだ可能性）は十分にある。この場合、当該利用者は、被告エントリー1と被告エントリー2をほぼ同時期に読んだということになる。

- 4 ブログにおいてリピーターを増やすことは、まめにブログを更新することと、テーマを絞ること、そこでしか読めない記事を提供することの3点だと言われている（甲第15号証。なおウェブデザイナーである松本肇氏も、「なるべくブログのテーマを絞り込んで統一してみる」「見出しを付ける」「ブログの更新頻度を増やす」等をブログの読者を増やす方法の一つとして掲げている（甲第14号証）。）。平成25年7月から8月にかけての被告ブログは、そのいずれの要素も兼ね備えている（被告ブログは、平成25年7月には17本、8月には25本のエントリーをアップロードしている。そして、それらのテーマは、小沢議員に対する強制起訴に関するものにほぼ統一されている。そして、「検審架空議決」説や、原告と最高裁の裏取引説等、そこでしか読めない記事が満載されている。）。したがって、被告ブログには多くのリピーターがついていたはずである（少なくとも、リピーターがついていなかったと信すべき理由は全くない。）。

また、被告自身、例えば「8月10日 検察捏造報告書流出の意図！「架空議決説」を否定する動きか？」というエントリーの末尾に「その続きは、次回ブログで！」と記載していることから明らかなとおり、被告ブログは、リピーターにより、続きものとして連日読まれることが想定される。

ブログのエントリーを一連のものとして読んでいる利用者は、それ以前に読んだエントリーの内容を踏まえながら新たなエントリーを読んでいるのが通常である。それは、新聞、雑誌等の連載小説において既に掲載済みの部分の内容を踏まえながら最新の部分を読んだり、連続ドラマにおいて既に放送済みの回の内容を踏まえた上で新たな回の番組を視聴したりするのと同様である。被告が一般人の

記憶力をどこまで低く見ているかは理解できないが、普通の人間は、その程度の記憶力はあるのである。

- 5 実際、被告のブログを読んだ利用者の中には、原告が最高裁判所と裏取引をしたものと誤解し、その旨を自分のブログエントリーで公開するものも現れているし（甲第16号証）、さらに、そのような誤解をした上で、原告を憎悪するにいたり、原告の著書をバケツに入れて燃やし、その画像をインターネット上にアップロードするものも現れている（甲第17号証の1ないし2。このような先鋭化した行動をする人がいると言うことは、その裾野には、同じように原告を誤解し、原告に失望し、原告を憎悪する人々が相当数存在することを窺わせるものである。）。

二 事実摘示と論評との区別

- 1 最判平成10年1月30日判タ967号は「表現に推論の形式が採られている場合であっても、当該記事についての一般の読者の普通の注意と読み方とを基準に、当該部分の前後の文脈や記事の公表当時に右読者が有していた知識ないし経験等も考慮すると、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を右推論の結果として主張するものと理解されるときには、同部分は、事実を摘示するものと見るのが相当である」と判示している。これを前提に本件について、何が事実摘示にあたるのかを再検討する。
- 2 被告エントリー1の④は、「森氏らは、「架空議決」を武器にして、裏で最高裁を攻めていたと推測される。」とするものである。これは、小沢一郎議員が強制起訴とされた件に関するものであるから、「小沢一郎議員について無罪判決を出させるために、原告が、『小沢一郎氏に関して検察審査会は実際には開かれておらず、小沢議員に関する強制起訴議決は、実際にはなされていない架空議決である』という主張のもと、非公式の場で、最高裁を攻撃していた」という事項を「推測」という形で示したものであるが、この事項については、証拠等によってその存否を決することができるものである。

また、被告エントリー1の⑤は、「森氏にしてみれば、最高裁追及を止めて、議決は検察の捏造報告書の誘導のせいにしてでも、早く小沢氏の無罪判決がほしかったのではないか。」とするものである。これは、「原告が、実際には小沢一郎議員の強制起訴議決が架空であると知っており、そのことをもって最高裁判所を追及していたのに、早く小沢氏の無罪判決が欲しかったために、『検察の捏造報告書による誘導のせいで上記強制議決がなされた』ということにしてしまっ

た」との事項を、反語的表現によって摘示したものであり、最高裁との間で裏取引があったことを示すものである。そして、この事項については、証拠等によってその存否を決することができるものである。

さらに、被告エントリー1の⑤には「森氏は疑惑だらけの検審に蓋をただけでなく、起訴議決を検察のせいにして幕を引いてしまった。」との断定的な表現すらある。ここでいう「疑惑だらけの検審に蓋をした」という表現が「架空議決説を追及しないこととした」ということを指していること、「起訴議決を検察のせいにして」という表現が「小沢議員の強制起訴議決は実際にはなかったのにあったこととして最高裁事務総局の責任追及を中止し、その代わり、それが真実でないことを知りながら、検察が捏造報告書により検察審査員を誘導したために起訴議決がなされてしまったというストーリーを作りあげ、流布させた」ということを示していることは、文脈から明らかである。そして、これらは、証拠等によってその存否を決することができるものである。

- 3 被告エントリー2の②には「X氏が検察と大きなコネクションがあるといっても、個人で捏造報告書を入手することはできない。入手に当たっては、小沢氏から事件の外部折衝をまかされていた森前議員が関与していたとみた方が自然だ。」との記載がある。「～とみた方が自然だ」という言い回しも推論であることを示す表現の一つである。したがって、上記最高裁判例の基準が当てはまる。「捏造報告書」の入手に原告が関与していたか否かは証拠によってこれを決することが可能であるから、被告の上記表現は、「捏造報告書」の入手に原告が関与していたとの事実を摘示するものとみるのが相当である。

また、被告エントリー2の②には、「独断でX氏が八木氏に捏造報告書を届けることもしないはずだ。これも森前議員側の指示によるものと思われる。」との記載がある。これは、「X氏が八木氏に捏造報告書を届けたのは原告側の指示によるものだ」との、証拠等によってその存否を決することができる事実を摘示したものと解するのが相当である（更に言えば、被告エントリー2には、上記記載に先立って、「X氏は、森前議員、平野貞夫氏を信頼しており、いつも両氏の指示を仰いで行動していた」との記載があり、この直後に小見出しとして「森前議員は2つの流出事件について自分には関係ないととぼけている」との記載を置いている。このことから、上記記載における「森前議員側の指示」とはまさに「森前議員」自身による指示であると読み手が受け取るようになっている。したがって、上記記載における摘示事実は、「X氏が八木氏に捏造報告書を届けたのは原告の指示によるものだ」との事実である。

さらに、被告エントリー2には「森前議員らは、捏造報告書をこそつと流出させて、八木氏に騒がせる」との記載がある。これは、推論ですらなく、断定的に、捏造報告書を流出させた犯行グループの中に原告がいるとの事実を摘示している。

さらに、被告エントリー2には、「騒ぎはじめた八木氏とさらに2人で騒ぐ。こうして、捏造報告書の存在を多くの人知ることになった。捏造報告書の存在を知った人は、審査員が存在し、報告書で誘導されたと思い込んでしまう。」との記載がある。これも推論ですらなく、断定的に、「審査員が存在し、報告書で誘導された」と国民を騙すために、原告が捏造報告書を八木氏に流出させ、八木氏とともに騒いだとの事実を摘示するものである。

さらに、被告エントリー2には、「森前議員は捏造報告書を流出させ、最高裁の犯罪に蓋をした。」との記載がある。これは推論ですらなく、断定的に、原告が捏造報告書を流出させた旨の事実摘示を行うものである。

- 4 被告エントリー3には、「さて、最高裁と闘う政治家は森ゆうこ前参議院議員だけだった。小沢判決前までは、森ゆうこ前議員、そしてそのブレーンX氏と最高裁追及をし続けた。」「ところが、小沢判決直前から森氏は変わった。」「著作「検察の罟」で『この議決は検察当局の捜査報告書の「捏造」という犯罪によって誘導されたものである』と書かれたのを見て確信した。捏造報告書があるだけで審査員誘導と決めつけている。このことは、「審査員がいるか、いないか」問題に決着をつけたということだ。森氏は最高裁の限りない疑惑をそのままにして「審査員はいる」と言っただけ」との記載がある。

「小沢判決直前から森氏は変わった」→「『審査員がいるか、いないか』問題に決着を付けたということだ」→「森氏は最高裁の限りない疑惑をそのままにして『審査員はいる』と言っただけ」との記載を読んだ上で「では、変わる前、森氏は『審査員がいるか、いないか』問題について、どのような意見を持っていたか」を聞かれれば、まともな国語力を有している人間であれば「『審査員はいない』との意見を持っていた」と答えるはずである。「審査員がいるか、いないか」という2択の命題について「小沢判決の直前から変わった」といわれれば、「小沢判決の直前」以降の意見とは反対の意見を有していたと理解するよりほかないからである。

すなわち、被告エントリー3においては、原告が「審査員はいない」という意見、すなわち検察審査会架空議決説を信奉しており、同じく架空議決説を信じて

いる被告とともに、架空議決説に則って、最高裁と戦い、最高裁を追及していたとの事実を摘示しているのである。

そして、被告の検察審査会架空議決説の内容は、被告エントリー1に、

- 「1. 公正なくじで選ばれた審査員は存在しない。
2. 審査会議は開かれなかった。
3. 起訴議決は架空議決だった。議決書が創作された。」

と記載されている。被告エントリー3にアクセスした人が、被告エントリー1の記載内容を前提に、被告エントリー3を読むことが十分にあることは既に説明したとおりである。

また、被告ブログにおいて被告エントリー3がアップロードされる直前のエントリーは、

8月1日 最高裁は、小沢氏を確実に起訴するためには、生半可な「審査員誘導」という手は取らない！

8月2日 八木啓代氏「志岐の架空議決説は妄想」と、とんでもない中傷！

8月4日 架空議決の決定的証拠！「9月8日「これから審査が本格化」と一斉報道しながら、その後審査会議開かず9月14日議決」

8月6日 「検察官の説明なしでの検審起訴議決」も審査会議が開かれなかった決定的証拠！

8月7日 誰が読んでも分かる“驚愕検審架空議決”の決定的証拠！

8月9日 「斉藤検察官が議決後検審に説明に行った」の証人X氏は、森ゆうこ前議員の協力者！

8月10日 検察捏造報告書流出の意図！「架空議決説」を否定する動きか？

8月11日 X氏（森前議員協力のフィクサー）が一市民Tに語った！「検察捏造報告書をロシアサーバー通し八木氏に流したのは私です」

8月12日 X氏提供の重大情報「検察官の議決前検審説明なし」は、「架空議決」でしか起こりえない！

というふうに連日架空議決説を取り上げており、被告ブログを普通に読んでいけば、被告の「架空議決説」の内容は、被告エントリー3を読む前に既に頭に入っているものである。仮に、被告エントリー3から読み始めた人がいたとしても、「『審査員はいない』との意見を持っていた」っていったいどういうことなのだろうかと疑問を抱けば、被告ブログの平成25年7月から8月にかけてのエントリーにあたるはずであり、そうすれば、「小沢判決の直前」以前に原告が採用していたとされる「架空議決説」の荒唐無稽ぶりを知ることとなるのである。

さらに、被告エントリー3の「週刊ポスト4月5日号.pdf」との記載部分からは、週刊ポスト4月5日号の50頁ないし53頁の誌面をスキャンして作成したとおぼしきpdfファイルにリンクが貼ってある（甲4ないし5）。これを読むことによっても、被告の「架空議決説」の荒唐無稽ぶりを知ることができる。

このように、被告エントリー3の上記記載は、原告が「小沢判決の直前」以前は、被告の荒唐無稽な「架空議決説」を支持しており、「架空議決説」に則って被告とともに最高裁判所と戦っていた旨の事実を摘示するものである。

- 5 また、被告エントリー3においては、「今年の3月森前議員のブレーンX氏は、『自分が捏造報告書をロシアのサーバーを通し八木啓代氏に流した』と一市民Tに告げた。このように検察の捏造報告書誘導説を広めて、最高裁の犯罪を消そうとしているように見えた。」との記載がある。「～ように見えた」との言い回しは、その前の節の内容が推論であることを示すものである。

「<最高裁を追及する政治家は全滅した>」との小見出しで始まる一連の意味段落の主題は原告に関するものであるから、上記記載は、原告が「検察の捏造報告書誘導説を広めて、最高裁の犯罪を消そうとしている」との事実を摘示するものである（原告が「『検察の捏造報告書誘導説を広めて、最高裁の犯罪を消そうとしている』か否かは証拠等によって決することができる事実である。）。なお、ここでいう「最高裁の犯罪」というのが「検察審査員が選ばれていないのに、検察審査会で小沢議員を強制起訴すべきとの議決が通ったかのように偽装したこと」を指すことは、被告ブログの平成25年7月ないし8月のエントリーまたはリンク先の週刊ポストの記事を読めば明らかである。）。

三 原告の社会的評価の低下

- 1 まず、二において、本件エントリー1ないし3により摘示がなされたことが明らかとなった事実を列挙してみる。
- ・ 「原告が、実際には小沢一郎議員の強制起訴議決が架空であると知っており、そのことをもって最高裁判所を追及していたのに、早く小沢氏の無罪判決

が欲しかったために、『検察の捏造報告書による誘導のせいで上記強制議決がなされた』ということにしてしまった」

- ・ 「小沢議員の強制起訴議決は実際にはなかったのにあったことにして最高裁事務総局の責任追及を中止し、その代わりに、それが真実でないことを知りながら、検察が捏造報告書により検察審査員を誘導したために起訴議決がなされてしまったというストーリーを作りあげ、流布させた」
- ・ 「『捏造報告書』の入手に原告が関与していた」
- ・ 「X氏が八木氏に捏造報告書を届けたのは原告の指示によるものだ」
- ・ 「捏造報告書を流出させた犯行グループの中に原告がいる」
- ・ 「『審査員が存在し、報告書で誘導された』と国民を騙すために、原告が捏造報告書を八木氏に流出させ、八木氏とともに騒いだ」
- ・ 「小沢判決直前以前は、原告は、荒唐無稽な架空議決説を掲げて、被告とともに最高裁判所と戦っていた」
- ・ 「原告が、検察の捏造報告書誘導説を広めることで、『検察審査員が選ばれていないのに、検察審査会で小沢議員を強制起訴すべきとの議決が通ったかのように偽装した』という最高裁の不祥事をごまかそうとしている」

流出した「捏造報告書」の元ネタが、検察審査会において示されたものなのか、公判廷において示されたものなのか、あるいは、公判の準備のために検察から弁護人に写しが交付されたものなのかは分からない。ただ、検察審査会において示されたものだとすれば、その入手経路は、検察審査員、補充員、審査補助員のいずれかということになるが、検察審査会法44条1項によれば、検察審査員、補充員、審査補助員が職務上知り得た秘密を漏らしたときは、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するものとされている。公判廷において示されたものだとすれば、これを保管しているのは、検察庁、裁判所、または小沢議員本人若しくはその弁護人ということになるが、未確定の刑事訴訟に関する訴訟記録は秘密文書として保管をされているから、裁判官、検察官、または裁判所もしくは検察庁の職員がこれを第三者に提供することは国家公務員法違反（秘密漏洩罪）となるし、原告がこれをそそのかしたのだとすれば、国家公務員法101条により原告自体が犯罪を犯したことになる。また、被告人であった小沢議員自身から原告が受け取った場合、小沢議員が刑事訴訟法281条の5の目的外使用罪に問われることになるし、その弁護人から提供を受けた場合には、その主観的要素次第では、弁護人が目的外使用罪に問われることになる。そのいずれであっても、原告による働きかけの程度が強ければ、その共犯としての刑事責任を問

われる可能性がある。いずれにせよ、捏造報告書の入手に原告が関与していたとの被告の事実摘示は、原告が犯罪に関与していたとの事実摘示をしているものである。薄弱な根拠により、名指しで犯罪に関与していると公言されて、それでもなお原告の名誉が毀損されていないなんてことがありうるはずがない。

また、「捏造報告書」には著作物性があることは明らかであるから、これをその著作者（国）の許諾を得ずに複製したり、サーバにアップロードしたり、メールで送信したりすれば、著作権侵害罪に当たることは明らかである。したがって、原告がX氏に指示をして「捏造報告書」を八木氏に届けさせただけの流出させただけのという被告による事実摘示は、原告がX氏に指示して犯罪を犯させたといっていることになるのである。これが、原告の名誉を毀損することは当然のことである。

また、小沢判決直前以前は、原告が荒唐無稽な架空議決説を掲げて、被告とともに最高裁判所と戦っていたという事実摘示は、原告が「架空議決説」なる愚にもつかない陰謀論に乗っかって最高裁と戦っていたはた迷惑な人間であり、精神が正常であるかも疑われる存在であることを示している。政治家にとって、愚にもつかない陰謀論に乗せられる、精神の正常さすら疑われる人間であるとの評価は致命的なものであり、そのような評価を押しつけられることは原告の名誉を大いに損ねるものである。

また、小沢議員を無罪とするために、最高裁と裏取引をして、最高裁事務総局への責任追及を中止したとの事実摘示は、原告がそのような汚い手を使う政治家であるとの評価を呼ぶことになる。原告のような市民派の政治家は、一般に清廉潔白性を期待されており、そのような政治家である原告にとってそれは、支持者の期待を裏切るものであり、その社会的評価を低下させるものである。

また、原告が（真実ではないと知りながら）捏造報告書誘導説を流して市民を騙したとの事実摘示は、原告がそのような汚い手を使う政治家であるとの評価を呼ぶことになる。原告のような市民派の政治家は、一般に清廉潔白性を期待されており、そのような政治家である原告にとってそれは、支持者の期待を裏切るものであり、その社会的評価を低下させるものである。

以上の通り、被告エントリー1ないし3により、原告の名誉が毀損されたことは明らかである。

第二 真実性の抗弁の不存在

一 真実と信ずる正当な理由の不存在

1 原告が架空議決説を採用していたとの誤解について

平成23年6月30日付けの検察審査会調査報告書（乙第10号証）の3頁目には、「幽霊審査会ではないのか?????」との記載はあるが、その下に下向き矢印が置かれ、「審査員選定くじ引きソフトを調査」との記載がある。したがって、「幽霊審査会ではないのか?????」との記載は、審査員選定くじ引きソフトを調査した理由を示すものであって、この報告書を作成した時点での原告の認識を示したものでないことは明らかである。そして、原告は、審査員選定記事引きソフトの側に問題があったという結論を導いている（4～5頁）。そして、同報告書の9枚目をみれば、上記時点において原告は、民主党代表選挙の直前である9月14日に起訴議決を急遽したことに伴い、ミスが生じたという結論に達していたことが分かる。すなわち、この時点で原告が、「そもそも検察審査員は選定されていない」という架空議決説を採っていなかったことは明らかである。

2 捏造報告書の流出について

「俺がロシアのサーバに流した」とX氏が言ったとする根拠は、鳴海崇記者の電子メール（乙46号証）以外にはなく、原告がそれを指示したとする根拠資料及び捏造報告書の入手に原告が関与したことを示す根拠資料は何一つない。

しかし、鳴海記者の陳述書によれば、被告は上記メールを受け取る以前から「Xさんから『俺が流出させた』と聞いた」と話していたとのことであり、鳴海記者はそのことを思い出して、被告をなだめるために話を合ませただけのことである（鳴海記者は、「俺が流出させた」とX氏から聞いたことはないとしている。）。また、鳴海記者は、「Xさんから『俺が流出させた』と聞いた」という話を被告以外の人にしたことはないとしているから、被告は、上記メールを受け取る前から、根拠もなしに、「Xさんから『俺が流出させた』と聞いた」という話を吹聴していたものと思料される。

また、乙第46号証の電子メールにあるとおりにX氏が「インテリジェンス」関係の仕事に就いている人であったならば、被告や鳴海記者に「俺がロシアのサーバに流した」などと打ち明けるはずがないことは常識的に分かることであるから、上記電子メールの記載内容のうち、少なくとも「Xさんから『俺が流出させた』と聞いた」との部分に信ぴょう性がないことは明らかである。

したがって、原告の関与の元捏造報告書を手した上で、原告がX氏に指示をして、これを流出させたと信ずるに足りる相当の理由は存在しない。

3 裏取引について

原告が、小沢氏について無罪判決を出してもらうために、最高裁と裏取引をし、その結果、架空議決説を取り下げて、捏造報告書誘導説に切り替えたということを示す証拠資料は何一つない。

二 目的

被告がこのような虚偽内容のエントリーを公開した目的は何だろうか。

単純に精神疾患に由来するものだとすれば、そこには公益目的はない。

八木啓代氏の陳述書によれば、被告は、参議院選挙の直前である平成25年5月の段階で既に

捏造報告書の件ですが、ロシアサーバーを通じて八木さんに捏造報告書を流した者を私はよく知っています。

名前素性は本人及び私の身の安全のため明かせません。

森ゆうこ議員ととても近い人だけ言っておきます。

森議員は自分の本でも「ロシアサーバーから流れた」ととぼけていますが、森議員はこのことを知っているはずで、いや森議員が流させたのかも知れません。

森ゆうこ議員に近い方が何故ねつ造報告書を流したかは、敢えて私から申し上げません。

想像すればわかることと思います。

との内容の電子メールを送信していたとのことであり（甲第19号証、とりわけ添付資料1）、また、原告の陳述書（甲第20号証）によれば、「参院選直後に複数の知人から、「選挙中は選挙妨害になるから出来なかったが選挙が終わったので森ゆうこの政治生命を断つまでこれから外に向かって徹底的にやる」と被告が言っているという心配のお電話を頂戴したとのことであるから、怨恨目的である可能性も否定しきれず、その場合、公益目的がないことは明らかである。

また、被告は、架空議決説に基づく「最高裁の罟」という書籍を出版しており、また、同書籍にまつわる有料イベント等も開催しているから、その宣伝のために、前参議委員議員であり、前生活の党の党首であり、小沢議員に対する強制起訴決議問題で最も活躍した原告の知名度を利用したとも考えられ、その場合も公益目的は認められない。